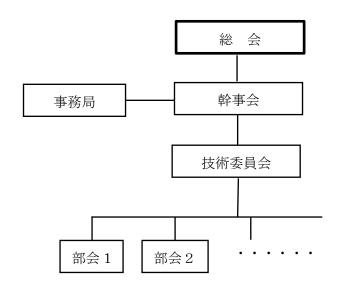
(組織)

第1条 本研究会の組織を以下のとおりとする。



- 2 技術委員会のもとに、部会を設けることができる。
- 第2条 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会で決議する議案などに関する事項。
 - (2) その他、本研究会の運営に関する事項。
- 第3条 技術委員会は、次の事業を行う。
 - (1) 本技術の品質確保に関わる技術評価、品質管理、技術指導、技術課題の解決。
 - (2) 本技術の改善・改良、新しい構造の研究・開発。
 - (3) 本技術に関わる設計・施工・維持管理に関するマニュアルなどの技術資料の整備、展開。
 - (4) 本技術の普及・展開に関わる技術 PR、対外発表、及び関連技術情報の収集。
 - (5) その他、本技術に関する事項。
- 第4条 技術委員会の委員は、会員に所属する者もしくは、本技術に関する有識者のうち、会長が委嘱した者とする。
 - 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 会長は、委員が解嘱を申し出たとき、その他委員として適当でないと認めるとき は、その委員を解嘱するものとする。
- 第5条 各委員会には委員長を置く。
 - 2 委員長は委員の中から会長が指名し委嘱する。

(会費等)

第6条 会員は、会則第22条に定める入会金及び年会費は次のとおりとする。

	入会金	年会費
特別会員	0 円	0 円
一般会員	200,000 円	100,000 円
賛助会員	100,000 円	50,000円

(謝金等)

第7条 総会、委員会に出席した有識者委員(会員に属さない委員)には、次表に基づき 謝金(日当及び近距離交通費を含む)を支払う。

	謝金
会長	30,000 円
技術委員長	20,000円
委員	20,000円

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(旅費等)

第8条 総会、委員会に出席した有識者委員(会員に属さない委員)には、次表に基づき 旅費を支払う。

	旅費
近距離交通費	2,000円 (ただし、謝金に含む)
2,000 円を超える場合	実 費
宿泊を伴う場合	実 費

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(その他)

第9条 本細則は、総会において承認を得た場合に改廃できるものとする。

第10条 本細則に定めなき事項、運用において疑義が生じた事項については、総会の決議を得て解決する。

第11条 本細則は、平成29年5月30日から施行する。